

知多市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市条例第 1 8 号

知多市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例

知多市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和 2 年知多市条例第 2 6 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等の損害賠償責任については、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の5第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 第1号から第4号まで （略）	(趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。 (損害賠償責任の一部免責) 第2条 市長等の損害賠償責任については、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）<u>第173条の4第1項第1号</u>に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。 第1号から第4号まで （略）